

新居浜市建築工事共通仕様書

令和8年4月

新居浜市

1 新居浜市が発注する建築工事を適正に施工するために必要な工事共通仕様書は工事毎に次の仕様書の中から指定するものとする。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築木造工事標準仕様書
- ・建築物解体工事共通仕様書

2 設計変更を生じる場合は、工事請負契約約款第18条又は第19条の規定に基づき、新居浜市建設工事(土木)設計変更ガイドラインを準用した取り扱いを行うものとする。

3 工事完成図書及び電子納品に関しては、次のとおりとする。

3-1 工事完成図書

受注者は、工事完成図書として次の書類を提出しなければならない。

- ①施工管理資料
- ②完成図面
- ③工事写真

3-2 電子納品

受注者は、希望する場合は、工事完成図書の内、完成図面及び工事写真を電子成果品により納品することができる。ただし、この場合においても、工事写真の内、完成写真、着工前写真及び監督員が指示する写真については、電子成果品と紙成果品の両方で納品するものとする。

施工管理資料は紙成果品での納品を基本とするが、別途、監督員の指示又は承諾を受けた場合は、電子納品の対象とすることができる。

なお、電子納品方法の詳細については、別途、要領を定めるものとする。

4 その他の一般事項については、新居浜市土木工事共通仕様書第1編 共通編 第1章 総則を準用し補完するものとする。